

第73回農地総会議事録

開催日時	令和5年7月10日（月） 午後4時00分から
開催場所	高知市役所本庁舎6階 大会議室
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・西本 統洋・植田 俊博・加藤 孝幸・廣井 千里 中島 義幸・大野 哲・森田 浩明・久保田 彦昭・前田 真作・上田 博 久保 壽美男・川澤 一博・矢野 強 以上15名
欠席委員	竹内 佳代・山本 和正・中島 正根・中村 富貴 以上4名
事務局出席者	永野事務局長・上田次長・近森再任用主幹・竹内係長・山脇主任・真辺主査 以上6名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 改正前 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 (同法を改正する法律 附則第5条第1項の規定による) ①貸借権設定 ②中間管理権・一括方式 議案外(報告) ①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤非農地証明願の件 ⑥改正前 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 (追加案件) (同法を改正する法律 附則第5条第1項の規定による) ①貸借権設定
備考	[添付書類] ○第73回農地総会議案書 ○現地案内図 ○別添資料① ○令和5年度 今後のスケジュール (予定) ○転用許可申請等の結果について (報告)

開会議長	(上田博が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後4時00分)) それでは、只今より、第73回農地総会を開会いたします。
委員出欠状況報告 議長	欠席委員の報告を行います。竹内委員、山本委員、中島正根委員、中村委員の4名より欠席の報告が来ております。委員総数19名中、出席委員数15名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議長 委員 議長	総会会議規則第23条第2号におきまして、総会議事録には、議長及び総会において定めた2名以上の委員が署名することと定められております。署名委員の選任につきましては、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。署名委員は植田俊博委員と川澤一博委員の2名にお願いいたします。
議事 議長 山脇主任	それでは只今から、議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の件。議案書2ページをご覧ください。今月は7件の申請が出されております。 それでは、案件についてご説明します。議案書は3ページをご覧ください。 案件1は、尾立、田、1,047m ² を、親族間贈与により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo1をご覧ください。ピンクに塗っている筆が申請地で、黄色が譲受人の経営農地です。申請書の別添によりますと、譲受人は所有または借入れしている農地を全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定のことです。 農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。 譲受人は農作業の経験があり、妻及び長女とともに農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。 周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えることです。 案件2は、尾立、田、1,332m ² を、譲受人の希望による経営拡大のため、贈与により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo2をご覧ください。ピンクに塗

っている筆が申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有または借り入れしている農地を全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は案件1の譲受人とは親子関係にあたります。譲受人は農作業の経験があり、両親とともに農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えることです。

続きまして、議案書4ページに跨ります案件3ですが、5筆のうち横線で消している2筆については取下げ願が提出されております。よって、案件3は円行寺、田、438m²外2筆、合計1,443.35m²を、譲受人の希望による新規就農のため、売買により所有権を移転するという申請です。なお、申請地は持分各2分の1の共有地となっております。

なお、当案件の最上段の申請地の面積表記について、007と004となっておりますが、正しくは7.35と3.67です。表記が誤っており申し訳ございません。

それでは、現地案内図は№3をご覧ください。ピンクに塗っている筆が申請地です。黄色に塗っている2筆は、取下げとなった部分です。

併せて机上配布しております、右上に第1号議案案件3と記してある現況写真もご覧ください。

申請書の別添によりますと、譲受人は現在農業を行っておりませんが、今回の申請地ではジャガイモとトマトを栽培することです。

大農機具については、トラクター1台と軽トラック1台を所有しており、妻とともに農業を営む予定とのことです。

譲受人は農地を所有していないため、耕作計画書を添付していただいております。耕作計画書によりますと、譲受人は現在、会社経営をしておりますが、退職が決まっており、退職後は山間部で農業をしたいと思い、今回の申請となつたとのことです。申請地は長期間耕作されておらず、自身も農業経験が昔家業を4年ほど手伝ったのみであることから、まずはジャガイモやトマト等から農業を始める予定をしており、取得後は妻とともに農業に従事するため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲に他の方の農地がないため、特に影響はないと考えることです。

また、残っております申請地の一部には、高知市管理の道が通っておりますが、そ

のことについては、譲受人も了承済であるとのことです。

案件4は、長浜、畠、 118 m^2 外4筆、合計 $3,304\text{ m}^2$ を、代物弁済により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗っている筆が申請地です。

併せて机上配布しております、右上に第1号議案案件4と記してある現況写真もご覧ください。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を耕作不利地を除いて保全管理しており、今回の申請地では、イモとミカンを栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど10台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に當時従事しており、他に別世帯に住む息子も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農をするため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、本件申請地は登記名義人がお亡くなりのため、相続人からの申請となっております、相続権者全員からの申請であることを確認しております。

なお、申請地の状況について現地調査をした結果、本日お配りしました右上に案件4と書いております現地写真のとおり、雑木や雑草の除去を確認しております。

続きまして案件5は、長浜、畠、 845 m^2 を、新規就農のため、売買により所有権を移転するという申請です。現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗っている筆が申請地です。

譲受人は農地台帳への登録がなく、農地を所有していないため、耕作計画書が添付されております。

申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は申請地西側で会社を経営しておりますが、譲渡人が県外へ転居し耕作できなくなったため、申請地の購入を打診されたとのことで、申請地では自家消費用にイモとスイカを栽培する予定とのことです。

大農機具については、軽自動車1台を所有しており、また、トラクター1台を借りる予定とのことです。

譲受人は農業の経験はありませんが、申請地で自家消費用の農作物を栽培する計画を立てており、取得後は、妻とともに会社の休憩時間等に耕作するため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、周囲に他の方の農地がないため、特に影響はないと考えるとのことです。

	<p>案件 6 と案件 7 は譲受人が同一の関連案件のため、まとめてご説明いたします。</p> <p>案件 6 は、春野町芳原、畠、178 m²を、案件 7 は、春野町内ノ谷、登記地目田、現況畠、3,000 m²を、譲受人の新規就農のため、売買により所有権を移転するという申請です。</p> <p>現地案内図は、案件 6 は№ 6 を、案件 7 は№ 7 をご覧ください。ピンクに塗っている筆が申請地です。</p> <p>譲受人は農地台帳への登録がなく、農地を所有していないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。</p> <p>申請書の別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は老後の生計を補うことと、健康維持のため、今回の申請地を取得するとのことで、案件 6 の申請地では栗を、案件 7 の申請地ではパインアップル、ぶどう、野菜を栽培する予定とのことです。</p> <p>農機具の保有状況については、トラクターなど 5 台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>以上、案件 3 については、取下げ願の対象地以外は、現地が耕作できる状況になつたと判断されれば、許可要件を満たすと考えます。</p> <p>それ以外の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。</p> <p>以上で、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、第四事前審査会です。第一事前審査会の加藤委員長から報告をお願いいたします。
加藤委員	案件 1 と案件 2 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。
	また、案件 3 については、事前審査会の時点では、取下げとなった筆も含めて耕作放棄地になっておりましたので、草刈りを依頼し、草刈りが完了すれば許可相当と判断しました。取下げになつてない筆については、草刈りが完了しており、地元の推進委員より、問題ないとの意見をいただきましたので、ご報告いたします。
議長	ありがとうございました。続いて、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。
森田委員	案件 4 については、事前審査会の時点では耕作放棄地になっており、耕作できる状

	<p>況ではなかつたため、草刈りを依頼し、草刈りができれば許可相当と判断しました。</p> <p>7月3日に現地確認したところ、草刈りが完了しており、地元の推進委員からも問題ないととの意見をいただきましたので、ご報告いたします。</p> <p>また、案件5については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>案件6と案件7については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。</p>
大野委員	<p>案件5については自家消費ということですが、800m²以上の土地を自家消費するというのは、なかなか大変な量の耕作になります。全部を本当に作るかどうか、この辺の審査基準は、今後もこのような案件が出てくるかと思いますので、どれくらい作つたらいいというような基準的なものは必要ないでしょうか。</p>
竹内係長	<p>どれくらいというのは、面積の割合のことでしょうか。</p>
大野委員	<p>そうです。自家消費で一反というのはかなり大きいでしょう。自家消費で一反というのはなかなか。</p>
竹内係長	<p>基本的に、3条で出てきている以上は全体を農地として耕作していかないといけないということになります。</p>
大野委員	<p>一部耕作ではいけないというような考え方方がされているので、全部耕作しているかどうか、これから確認作業が必要になると思いますので、長浜地区、よろしくお願ひします。</p>
	<p>やはり自家消費でやるという場合は、耕作面積がどれくらい必要なのか、今後検討していくかなければならないと思いますので、委員会全体で考えていただきたいと、私は思います。</p>
西本委員	<p>その件で、自家消費で確かさつまいもを作ると言っておりましたね。私は果樹を植えれば十分だと思います。全部をさつまいもとなると、毎日はなかなか食べられませんので、そういうことを事務局も教えてあげると。これは当然、会長が言うように、また草ぼうぼうにするというような状況になるのではないかと思いますので。事務局の方もそういったことをアドバイスしてあげたらどうでしょうか。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他にございませんでしょうか。それでは大野委員や西本委員が言わされたように、これから長浜の方については、後を見ていただけたらと思</p>

	<p>ます。</p> <p>他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p> <p>全ての案件つきましては許可することに決定いたしますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請の件です。事務局より説明をお願いします。</p>
山脇主任	<p>第2号議案農地法第5条の規定による許可申請の件。議案書は7ページをご覧ください。今月は1件の申請が出されております。</p> <p>案件1は、仁井田、登記地目雑種地、現況畠、453m²を、譲受人が営んでいる建設業の資材置場を拡張するため、売買により所有権を移転するという申請です。</p> <p>現地案内図はNo8をご覧ください。ピンクに塗っている筆が申請地、黄色に塗っている筆が一体利用地となる譲受人が経営する事務所及び資材置場です。</p> <p>農地の区分につきましては、農用地区域外となっており、甲種、1種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であるため、第2種農地と判断しております。</p> <p>それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしております、①と書いてあります資料をご覧ください。</p> <p>事業計画書によりますと、譲受人は申請地の近接地を現在、資材置場として利用しておりますが、事業を進めていくにつれて必要となる足場材等の量が増加し、保管場所が足りない状況となっているとのことです。申請地を選んだ理由としましては、所有者から売買の申し入れがあり、現在の資材置場に近く、管理がしやすいことから最適地として選定したことです。</p> <p>続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>転用計画としましては、足場等の資材置場、車両の進入退路及び作業用スペースに転用する計画です。</p> <p>整地・造成計画については、土のまま平らになるように整地し、造成は行わないとのことです。</p> <p>進入計画については、隣接する北側公道から進入する計画となっております。</p> <p>排水計画については、発生する排水は雨水のみで、全面自然浸透させる計画となっております。</p> <p>続きまして、申請地周辺の状況についてご説明します。申請地北側と東側及び西側は宅地、南側は現況雑種地となっております。そのうち南西側は令和4年12月21日</p>

	付で資材置場として農地法5条転用許可済となっており、周囲に悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。
	続きまして、その他の添付書類についてご説明します。
	資金証明書類については、譲受人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、本件転用に必要な資金を貯えることを確認しております。
	法人関係書類につきまして、法人登記が提出されております。
	土木委員の意見については、申請地南側に隣接している農道の機能を損なわないようにしてくださいとの意見をいただいております。
	以上で第2号議案の説明を終わります。
議長	只今、説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第二事前審査会です。第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。
森田委員	案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。
議長	ありがとうございました。事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。
竹内係長	事務局から補足をよろしいでしょうか。先ほど、担当の説明からもありましたとおり、今回の申請地と南側のすでに資材置場になっている筆との間に赤線があることについて、事前審査会でご心配のお声がありました。それについては申請者の代理人に確認し、「赤線があることは把握しており、そこは一切つきません。」との返答をいただいておりますので、ご報告いたします。
議長 委員 議長	補足説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。 (意見・質問なし)
委員 議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 この案件について、「許可相当」との意見を付して、申請書を県知事に送付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
山脇主任	続ぎまして、第3号議案改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。 今月は、貸借権設定と、中間管理権の一括方式がありますが、全て一括して審査いたします。 事務局より議案の説明をお願いします。 第3号議案改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件①

貸借権設定。議案書 10 ページをご覧ください。

今月は 24 件の申請が出されております。内訳は、利用権の新規設定が 16 件、更新設定が 8 件となっております。

議案書 11 ページに貸借権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が 25 人で、延べ 28 人、利用権の設定を受ける者が 11 人で、延べ 28 人となっております。

土地の内訳は、田が 59 筆で 39,363.91 m²、畑が 5 筆で 4,554 m²、合計 64 筆で 43,917.91 m²です。

設定の内訳は、新規設定が 29 筆で 26,003.91 m²、更新設定が 35 筆で 17,914.00 m²となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

利用権設定の開始日は、全て令和 5 年 8 月 1 日となっております。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。議案書 13 ページをご覧ください。

議案書 14 ページに跨ります案件 3 は、布師田、田、370 m²外 7 筆、合計 2,251 m²に 5 年間、使用貸借権を設定するものです。

続きまして、17 ページ、案件 7 は、介良乙、登記地目田、現況畑、645 m²に 1 年間、使用貸借権を設定するものです。

賃借人は経営面積がなく、今回が新規就農となるため、耕作計画書が添付されております。別添耕作計画書によりますと、賃借人は大農機具を 1 台所有しており、現地では野菜を栽培し、収穫物は自家消費予定とのことです。

続きまして、18 ページから 19 ページに跨ります案件 9 は、春野町芳原、田、2,847 m²に 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

なお、本件申請地は賃貸人 3 名が持分 3 分の 1 ずつを持つ共有地ですが、共有者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、案件 10 は、春野町芳原、登記地目田、現況畑、3,175 m²のうち 1,499 m²に 4 年 10 カ月間、賃貸借権を設定するものです。

なお、譲受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、賃借人となる法人は、福祉サービスの会社を営んでおり、利用者の就労支援の一環として農作業を行っていくとのことで、取得後は今回の申請地では野菜を作る予定とのことです。今回の申請地で採れた野菜は施設内で利用者が

消費するとのことです。

なお、借受人である法人は農地所有適格法人に該当しないため、農地が適正に利用されていない場合は貸借契約を解約できるという内容の契約書を添付しての、解除条件付貸借となっております。

続きまして、議案書 19 ページから 20 ページに跨ります案件 11 は、春野町内ノ谷、田、 $1,686 \text{ m}^2$ 外 1 筆、合計 $1,926 \text{ m}^2$ に 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 12 は、春野町内ノ谷、田、 $3,515 \text{ m}^2$ 外 1 筆、合計 $5,782 \text{ m}^2$ に 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 20 ページから 21 ページに跨ります案件 13 は、春野町内ノ谷、田、 895 m^2 に 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 14 は、春野町内ノ谷、田、 528 m^2 に 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 21 ページから 22 ページに跨ります案件 15 は、春野町西諸木、田、 582 m^2 に 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

なお、本件申請地は未相続地であり、持分の 2 分の 1 を超える相続権者からの同意があることを事務局で確認しております。

続きまして、案件 16 は、春野町東諸木、田、 $2,673 \text{ m}^2$ に 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

なお、本件申請地は未相続地であり、持分の 2 分の 1 を超える相続権者からの同意があることを事務局で確認しております。

続きまして、議案書 22 ページから 23 ページに跨ります案件 17 は、春野町東諸木、 $1,138 \text{ m}^2$ に 5 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 18 は、春野町東諸木、田、 716 m^2 に 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

なお、本件申請地は未相続地であり、持分の 2 分の 1 を超える相続権者からの同意があることを事務局で確認しております。

続きまして、議案書 23 ページから 24 ページに跨ります案件 19 は、春野町東諸木、田、 $1,136 \text{ m}^2$ に 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 20 は、春野町東諸木、田、 720 m^2 に 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 24 ページから 25 ページに跨ります案件 21 は、春野町東諸木、田、 575 m^2 外 1 筆、合計 584.91 m^2 に 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

なお、本件申請地は未相続地であり、持分の 2 分の 1 を超える相続権者からの同意

	<p>定するものです。</p> <p>貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定のことです。</p> <p>なお、本件申請地は未相続地であり、持分の2分の1を超える相続権者からの同意があることを事務局で確認しております。</p> <p>続きまして、議案書32ページの案件5は、春野町東諸木、田、366m²を、5年間公社が借り受け、最終貸付人へ5年間賃貸借権を設定するものです。</p> <p>貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定のことです。</p> <p>続きまして、議案書33ページに跨ります案件6は、春野町東諸木、田、892m²を、5年間公社が借り受け、最終貸付人へ5年間賃貸借権を設定するものです。</p> <p>貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定のことです。</p> <p>以上、更新設定も含めて計画の内容は、経営面積、従事日数等、改正前農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>全ての案件について、本会で計画が妥当なものと決定されると、令和5年8月1日付で高知市が公告し、効力が発生するものです。</p> <p>以上で、第3号議案の説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第三、第四事前審査会です。第三事前審査会の大野委員から報告をお願いいたします。
大野委員	賃借権設定の案件1から案件7と、中間管理権・一括方式の案件1については、計画を妥当なものと認めました。
議長	次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	賃借権設定の案件8から案件24と、中間管理権・一括方式の案件2から案件6については、計画を妥当なものと認めました。
議長	ありがとうございました。事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	全ての案件について、計画を妥当なものと決定いたします。
山脇主任	議案外の報告を事務局より一括してお願いします。
	議案外の案件について、まとめてご報告いたします。
	①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。議案書35ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は5件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、一宮が1件、春野が3件となっております。

届出の内容につきましては、議案書36ページから38ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により、受理通知書を交付しております。

続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書40ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は3件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、中央が1件、一宮が1件となっております。届出の内容につきましては、議案書41ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。議案書43ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は8件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が4件、鴨田が2件、長浜が2件となっております。届出の内容につきましては、議案書44ページから46ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。

続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご報告いたします。議案書48ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は2件の通知が出されており、地区の内訳は、五台山が1件、一宮が1件となっております。通知の内容につきましては、議案書49ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により通知を受理しております。

続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。議案書51ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は13件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、秦が1件、鴨田が1件、介良が1件、春野が9件となっております。

証明願の内容につきましては、議案書52ページから54ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員および事務局にて現地確認をし、いずれも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付して

	<p>おります。</p> <p>続きまして、⑥改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件です。こちらの内容につきましては、各事前審査会でご説明させていただいたところですが、改めてご説明いたします。</p> <p>事務局で利用権設定の申出書をお預かりしておりました案件で、1件、本来は先月の農地総会でご審議いただくべきところを、開始日の修正ができておらず、先月の議案に掲載できていなかった案件がございました。</p> <p>補助金等の関係もあり、7月1日付での公告が必要であったため、事前審査会で委員の皆様のご了解を得て、7月公告分として処理させていただいたところです。</p> <p>ご迷惑をおかけしましたことをお詫びするとともに、無事に公告手続きが完了しましたので、ご報告させていただきます。以上で、議案外報告を終わります。</p>
議長	議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がございましたら、お願いいいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。
事務局報告	<p>事務局からの連絡がありましたら、お願いします。</p> <p>それでは私から、令和5年7月20日から3年間、農業委員を務めていただきます、19名の皆様について、7月3日開催の高知市議会で同意をいただきましたのでご報告させていただきます。</p> <p>本日お配りしております、農業委員会委員の名簿をご覧願います。アイウエオ順で記載をしております。</p> <p>今回、新たに農業委員にご就任いただきます方は、朝倉地区から石黒康誠委員、中立委員として長山裕美委員、春野地区から廣瀬良之委員、大津地区から古田辰雄委員、春野地区から山脇天臣委員の5名となっております。</p> <p>そして、この度、農業委員をご退任されます方は、矢野強会長職務代理者、西本統洋委員、久保田彦昭委員、上田博委員、廣井千里委員でございます。</p> <p>農業委員の皆様方におかれましては、この3年間は、コロナ禍の中で、さまざまな活動制限が伴う中ではありましたが、農地の売買や貸借、農地転用や非農地証明などの適切なご審議をはじめ、農地利用の最適化の推進、意見書の提出など、農地行政に多大なご尽力を賜りまして、誠にありがとうございました。心から感謝申し上げます。</p> <p>引き続き農業委員を務めていただきます皆様におかれましては、最適化活動の推進等、農業を守り、その発展に寄与するための取組について、これまで同様にご尽力を</p>

	<p>賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>そして、退任される委員の皆様におかれましては、定例の農地総会でお会いができなくなり淋しくなりますが、ご相談をさせていただくことも、またあろうかと思いますので、農業委員を離れましても、相変わらずのご支援ご協力のほどをよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。私からは以上です。</p>
上田次長	(令和5年度今後のスケジュール（予定）について資料に基づき説明)
竹内係長	(転用許可申請等の結果について説明)
議長 委員	事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問はないでしょうか。 (意見なし)
議長	ご意見・ご質問がないようですので、事務局からの連絡を終わります。
その他 議長 西本委員 議長	その他の件で、なにかご意見やご質問はございませんでしょうか。 質問ではないですが、上田議長につきましては、農地総会の議長として非常にスマーズに会を進行していただいたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。 ご苦労様でした。 はい、ありがとうございました。
次回農地総会 議長	次回の農地総会は8月7日（月）を予定しております。
閉会 議長	(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時55分)) 以上で本日の農地総会を終了いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 5 年 9 月 11 日

議長

上田博

議事録署名委員

植田俊博

議事録署名委員

川澤一博

議事録作成者

真辺高宏